

陳 情 文 書 表

(産業観光局)

|           |   |           |                   |
|-----------|---|-----------|-------------------|
| 受 理 番 号   | 6 9   | 受 理 年 月 日 | 令 和 2 年 6 月 2 4 日 |
| 件 名       | 令 和 2 年 度 開 業 の 事 業 者 へ の 支 援 及 び 市 民 へ の 誠 実 な 対 応   |           |                   |
| 要 旨       | <p>令和2年3月から伏見区深草地域で飲食店を開業するために準備を進めてきたが、新型コロナウイルスの影響により店舗の内装工事等が遅れ、実際の開業は4月途中にずれ込んだ。さらに緊急事態宣言や外出自粛の影響から、開業後も売上げは伸びず、材料費等はもちろん、店舗家賃や光熱水費等の固定費負担が重くのし掛かる状況である。新型コロナウイルスが収束するまで営業を自粛すべきかととても悩んだが、休業補償も固定費の支援もない中では営業せざるを得ないというのが実情である。</p> <p>そのような中、産業観光局に、開業間もない事業者でも利用できる制度がないか、また、産業観光局の果たすべき責任等について電話で問い合わせた際、そのやり取りの中で、担当者が「裁判でも起こされるのですか。」と発言したり、「もう電話を切ってもいいですか。」と一方的に電話を切ろうとしたりする場面があった。当方はこのような対応に大きなショックを受け、そのストレスから食事も喉を通らず睡眠も満足に取れず、心身共に健康不安を抱え、適応障害との診断を受けて通院を続けている状況である。京都市の対応に大きく失望し、このようなまちには住みたくないとさえ感じている。</p> <p>今回の京都市の対応は、市民の目線に立って、仕事に全力投球します、情報を市民に分かりやすく伝え、説明は丁寧に行いますなどとある京都市職員倫理憲章にも背くものではないか。</p> <p>また、京都市の中小企業等緊急支援補助金は、売上げが前年同月比で50パーセント以上減少していることが補助対象の条件であるため、対象とならない事業者が数多く残されている。加えて、周知期間が5月11日から15日までの5日間のみと大変短く、制度や申請期間を知らずに利用できなかった事業者も相当数いるのではないか。</p> <p>ついては、今後は新規開業した事業者に対しても、京都市として寄り添った対応、支援をするよう、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 今回、事業者の問合せに対して、なぜ精神的ショックを与えるほどの不誠実な対応となったのか、京都市職員倫理憲章を遵守する立場から、京都市としてその経過や責任の所在についての明確な説明及び事業者の悩みに寄り添った今後の真摯な対応。</li> <li>2 新しく開業した事業者が利用できる制度などについての丁寧な説明。</li> <li>3 京都市独自の家賃補助制度の創設や、中小企業等緊急支援補助金の追加実施等による、本年4月以降に開業した事業者に対する支援。</li> </ol> |           |                   |
| 陳 情 者     |   |           |                   |
| 回 付 委 員 会 | 産 業 交 通 水 道 委 員 会   |           |                   |